

勸告	説明図表番号
<p>(3) 不正受給事案等の処理の迅速化 (不正受給への対応に関する仕組み等)</p> <p>不正受給については、生活保護法第 78 条において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が、その費用の額の全部又は一部を、不正受給者から徴収できるものとされている。</p> <p>また、生活保護行政適正運営手引において、収入未申告等に係る疑義が生じた場合の対応として、事実確認（金融機関等に対する調査、本人に対する事実確認等）を行い、所長等幹部職員を交えて要保護世帯の処遇方針等を協議する会議（以下「ケース診断会議」という。）を開催し、不正受給であることの判断やその後の処理方法等について決定することとされている。福祉事務所は、その後、必要な行政措置（保護の廃止、停止及び保護費の変更）を行うとともに、生活保護法第 78 条を適用し、徴収金の回収に着手することとなるが、これらの標準処理期間等については、生活保護行政適正運営手引には記載されていない。</p> <p>なお、不正受給事案のうち、収入未申告等に係る疑義発生の契機が課税調査である場合は、「課税調査の徹底及び早期実施について」（平成 20 年 10 月 6 日付け社援保発 1006001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）において、継続して収入があることが判明したときには、当該収入について遅くとも 8 月分の保護費に反映させることとされており、収入未申告等の疑義発生から行政措置までの処理期限が設定されている。</p> <p>(徴収金の回収手続)</p> <p>生活保護行政適正運営手引において、生活保護法第 78 条に基づく徴収金の徴収については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）等に基づく徴収手続によることとされ、同法第 231 条の規定に基づき、歳入を収入するときは、調定（当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額等を調査し決定する行為）した上で、不正受給者に対して納入の通知を行うことになっている。</p> <p>なお、調定する場合は、一括調定することが原則であるが、同施行令第 171 条の 6 の規定に基づき履行延期の特約の処理をした上で、分割調定することも可能であるとされている。</p> <p>また、同法第 231 条の 3 において、当該歳入を納期限までに納付しない者に対して、督促をしなければならないものとされており、同法第 236 条第 4 項において、この督促や納入の通知には、時効中断の効</p>	<p>表 3 - (3) - ①</p> <p>表 3 - (3) - ②</p> <p>表 3 - (3) - ③</p> <p>表 3 - (3) - ② (再掲)</p> <p>表 3 - (3) - ④</p>

力があるとされている。

(不正受給対策の意義)

保護費は、税を財源とする国費・公費により賄われており、国民の理解を得ることができるよう適切に支給する必要がある、そうした観点からも不正受給について適切な対策を講じていくことが重要である。また、その迅速かつ的確な処理についても、生活保護制度に対する国民の信頼性を確保する上で必要なものである。

(生活保護法第 63 条に基づく返還金)

生活保護法には、不正受給の他に支給した保護費の返還を求める仕組みとして、同法第 63 条の規定に基づく費用返還の仕組みがある。同条では、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護の実施機関の定める額を返還しなければならないものとされている。これについては、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成 24 年 7 月 23 日付け社援保発第 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)において、被保護者に不当に受給しようとする意思がなかったことが立証され、やむを得ない理由が認められるときなどに同条を適用することが妥当とされている。

また、収入未申告等に係る疑義が生じた場合の事務の流れについては、ケース診断会議で同法第 63 条又は第 78 条の適用可否の検討が行われるまでは、この費用返還についても不正受給と同じものとなる。

なお、「生活保護問答集について」(平成 21 年 3 月 31 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)において、同法第 63 条に基づく返還金についても、第 78 条に基づく徴収金と同様に、地方自治法、地方自治法施行令等の徴収手続によることとされている。

今回、調査対象とした 102 福祉事務所における不正受給事案に関する処理状況等について調査した結果、次のとおり、発生した事案への迅速な対応により不必要な保護費の支給月を最小化するとともに徴収金等の回収に早期に着手する必要性が認められた。

ア 徴収金の回収状況等

(ア) 徴収金の回収率等

生活保護法第 78 条に基づく徴収金の回収率を把握できた 72 福祉事務所について、平成 22 年度から 24 年度までの間における現年度回収率(現年度に新規に調定した徴収金に占める現年度に回収した金額の割合)をみると、当該徴収金については、被保護者は元来資力が乏しく、当該不正受給により得た金銭を既に費消している場合もあり、回収が難しいものとなっていることから、25%

表 3 - (3) - ①
(再掲)

表 3 - (3) - ②
(再掲)

表 3 - (3) - ④
(再掲)

表 3 - (3) - ⑤ -
ア

<p>前後で推移している。また、この中には、現年度回収率が 10%未 満の福祉事務所が平成 24 年度で 9 事務所みられる。</p>	
<p>これらは現年度回収率であるが、通常、過年度回収率（過年度に 調定したが回収できなかった徴収金に占める現年度に回収した金 額の割合）の方が、現年度回収率よりも低い傾向にあることから、 全体の回収率は更に低いものとなると想定される。</p>	表 3 - (3) - ⑥
<p>なお、同様に生活保護法第 63 条に基づく返還金の現年度回収率 についてみると、同法第 78 条に基づく徴収金より高い 70%以上と なっている。これは、同法第 63 条が、急迫の場合等において資力 があるにもかかわらず、保護を受けたときに適用されるものであ ること等が要因であるが、被保護者に資力があることを踏まえる と、必ずしも十分な回収率とは言えない。</p>	表 3 - (3) - ⑤ - イ
<p>(イ) 徴収金等の不納欠損処理</p>	
<p>生活保護法第 78 条に基づく徴収金の不納欠損（地方自治法の規 定に基づき消滅又は免除等された債権）の状況を把握できた 72 事 務所について、平成 22 年度から 24 年度までの間に回収ができず 不納欠損処理された金額についてみると、各年度の調定額の 13% から 19%程度の金額となり、合計 9 億 4,000 万円が計上されてい る。</p>	表 3 - (3) - ⑦
<p>また、同法第 63 条に基づく返還金についてみても、各年度の調 定額の 6%から 8%程度の金額が不納欠損処理されている。</p>	
<p>イ 不正受給事案に係る事務処理状況</p>	
<p>(ア) 102 福祉事務所で平成 22 年度から 24 年度までの間に発生した 不正受給事案のうち、監査実施結果報告書により収入未申告等の 疑義発生から行政措置までの期間、生活保護法第 78 条の適用（徴 収金回収の着手）までの期間等について調査した結果、次のとお り、標準処理期間が設定されていないこともあり、行政措置及び 同法第 78 条の適用までに長期を要し、徴収金の拡大や徴収金の回 収の困難化が危惧されるものがみられる。</p>	
<p>① 収入未申告等の疑義の発生時期から行政措置までの期間</p>	表 3 - (3) - ⑧
<p>収入未申告等の疑義が発生した時期が確認でき、かつ、行政措 置が講じられた事案 1,506 件のうち、行政措置を講ずるまでに 1 か月以上を要している事案が 1,043 件 (69.3%) あり、そのうち 6 か月以上を要している事案が 201 件 (13.3%) ある。また、この 中には行政措置を講ずるまでに 1 年以上を要している事案も 32 件 (2.1%) ある。</p>	
<p>② 収入未申告等の疑義の発生時期から生活保護法第 78 条の適用 までの期間</p>	表 3 - (3) - ⑨

<p>収入未申告等の疑義が発生した時期が確認できた事案 7,831 件のうち、生活保護法第 78 条の適用までに 1 か月以上を要している事案が 6,347 件 (81.0%) あり、そのうち 6 か月以上を要している事案が 1,784 件 (22.8%) ある。また、この中には、同条の適用までに 1 年以上を要している事案も 348 件 (4.4%) ある。</p> <p>③ ケース診断会議の開催から生活保護法第 78 条適用までの期間 事実確認後に開催するケース診断会議についてみても、同会議の開催日等が確認できた事案 1 万 2,882 件中、生活保護法第 78 条の適用までに 1 か月以上を要している事案が 1,458 件 (11.3%) あり、そのうち 6 か月以上を要している事案が 220 件 (1.7%) ある。また、この中には、同条の適用までに 1 年以上を要している事案も 74 件 (0.6%) ある。</p> <p>(イ) 102 福祉事務所の平成 22 年度から 24 年度までの間の課税調査を契機にした不正受給事案の処理状況をみると、行政措置を講じた事案 2,014 件のうち、8 月分の保護費に反映できていない事案が 1,071 件 (53.2%) あり、半数以上の事案で処理期間が遵守されていない状況がみられる。</p> <p>なお、生活保護法第 63 条の適用事案については、監査実施結果報告書において必要なデータを記載することになっていなかったため、上記のような分析はできなかった。しかし、収入未申告等の事案については、最終的に不正受給事案となった事案と同じ流れで処理されていくことから、上記の不正受給事案と同様の状況が危惧されるところである。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、厚生労働省は、不正受給事案の処理の迅速化を図るため、次の措置を講ずるとともに、生活保護法第 63 条の適用事案についても、同様の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 収入未申告の事実が明らかになってから i) 行政措置までの期間、ii) 生活保護法第 78 条の適用までの期間等について、標準処理期間を設定し、保護の実施機関に示すこと。</p> <p>その際、収入未申告の疑義発生から事実を明らかにする過程においても、迅速な事務処理を行う必要があることを併せて示すこと。</p> <p>② 保護の実施機関に対して、これらの標準処理期間とともに、課税調査を契機とした不正受給事案の処理期間（8 月分の保護費に反映）を遵守するよう監査等を通じて指導すること。また、都道府県等に対し、これと同様の措置を講ずるよう指導すること。</p>	<p>表 3 - (3) - ⑩</p> <p>表 3 - (3) - ⑪</p>
---	---

表 3 - (3) - ① 不正受給又は費用徴収の適用に関する規定等

区 分	不正受給	費用返還
<p>生活保護法 (昭和 25 年 法律第 144 号) < 抜粋 ></p>	<p>第七十八条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。</p>	<p>第六十三条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。</p>
<p>「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成 24 年 7 月 23 日付け社援保発第 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知) < 抜粋 ></p>	<p>2 改善に向けた取組 (2) 法第 78 条に基づく費用徴収の決定について (前略) 法第 78 条の条項を適用する際の基準は次に掲げるものとし、当該基準に該当すると判断される場合は、法第 78 条に基づく費用徴収決定をすみやかに行うこと。 ① <u>保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずこれに応じなかったとき</u> ② <u>届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき</u> ③ <u>届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき</u></p>	<p>2 改善に向けた取組 (2) 法第 78 条に基づく費用徴収の決定について 法第 63 条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある要保護者に対して保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図るために、当該被保護者に返還を求めるものであり、被保護者の作為又は不作為により保護の実施機関が錯誤に陥ったため扶助費の不当な支給が行われた場合に適用される条項ではない。 <u>被保護者に不当に受給しようとする意思がなかったことが立証される場合で、保護の実施機関への届出又は申告をすみやかに行わなかったことについてやむを得ない理由が認められるとき</u>や、<u>保護の実施</u></p>

区 分	不正受給	費用返還
	<p>④ <u>課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき</u></p>	<p><u>機関及び被保護者が予想しなかったような収入があったことが事後になって判明したとき</u>等は法第 63 条の適用が妥当である（後略）</p>
<p>「生活保護法施行事務監査の実施結果報告」（平成 12 年 10 月 25 日付け社援監第 19 号厚生省社会・援護局監査指導課長通知）</p>	<p>稼働収入関係 A 稼働収入の無申告 B 稼働収入の過小申告</p> <p>稼働収入以外の収入関係 C 労災補償金等の無申告 D 任意保険金等の無申告 E 各種年金及び福祉各法に基づく給付の無申告 F 預貯金等の無申告 G 資産収入の無申告 H 交通事故の補償に係る収入の無申告 I その他</p> <p>扶助費の不正 J 住宅扶助 K その他（移送費等）</p> <p>その他 L 重複受給 M 世帯員の増減、転居、無届 N その他</p>	<p>① 各種年金の遡及受給 ② 保険の解約返戻金 ③ 資産売却 ④ 交通事故等の補償金 ⑤ 扶助費算定誤り ⑥ 介護保険償還金 ⑦ 雇用保険給付金 ⑧ 入院給付金 ⑨ 高額療養費償還金 ⑩ その他</p>

(注) 下線は当省が付した。

表3- (3)-② 「生活保護行政を適正に運営するための手引きについて」(平成18年3月30日付け社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知) 抜粋

Ⅲ 保護受給中に収入未申告等があった場合の対応

1 基本的な考え方

収入未申告等については、訪問調査、課税調査及び地域住民からの通報等を契機として、実施機関が把握している収入等の状況についても疑義が生じた場合には、不正受給であるかないかについて検討することとなるが、この段階では単に「収入未申告等の疑い」があることに過ぎないので、保護の実施機関としては、まずは事実の的確な把握をすることが必要である。

特に、地域住民からの通報については、単に何らかの誤解に基づくものや被保護者に対するいやがらせ等の目的に基づく虚偽の情報であったりすることもあり、また、通報以外に不正の事実を挙証する資料等がないのが一般的であり、通報以外に収入の未申告を疑う根拠がない時点では、直接被保護者に事実関係を確認するのではなく、他の方法で挙証資料を収集することに努める必要がある。

(以下、略)

2 就労収入等の収入未申告等が疑われる場合の対応

(前略)

(1) 本人に対する収入申告書等の提出指導

本人から定期的に収入申告書等を徴取しておくことのほか、日頃の訪問調査活動の際に就労状況について聴取し実態の把握に努めることが必要であり、収入申告書の徴取が行われていなかった場合には、提出を指導することが必要である。

(2) 就労先(事業者等)に対する確認方法

就労先(事業所等)が判明しているときには、就労先訪問等によって事態を把握した上で、就労の事実が判明した場合には、就労先等に対し、給与明細等就労事実を挙証する資料となるものの提出を依頼する。就労先の事業者と被保護者との関係を考慮し、まずは本人に対し事実確認を行った後、就労先への照会を行う方が適切である場合もあるので留意する。

就労の事実が確認されたにもかかわらず、就労先から資料の提出を受けられない場合であって、他に就労の事実を証明する資料が入手できない場合には、被保護者本人に就労先等での就労の実態について事実確認した上で、これを認めた場合には本人から就労事実に関する資料を提出させる。本人がこれを拒む場合には、提出について指示を行う。

(3) その他の確認方法

その他、収入未申告等の事実確認のため、課税調査による所得額の把握、金融機関からの預貯金残高証明や生命保険会社の保険金等支払照明等について、法第

29条に基づく調査等の実施によって徴収する等、挙証資料の収集に努める。

(4) 本人に対する事実確認

(1)ないし(3)の資料により、収入未申告等の事実が確認できた場合には、本人に対し、収入申告書の提出及び申告義務違反についての釈明に関しての指示を行う。口頭指導による履行期限を過ぎても収入申告書が提出されない場合には、文書による収入申告指示（指示に従わない場合には、法第62条第3項により、保護の廃止等の措置をとることになる旨を附記する）を行う。

なお、就労先が判明していない場合や、就労先調査等によっては、収入未申告等の事実が確認できない場合には、本人から事情聴取するとともに収入申告書の提出を求める。

(5) 本人に対する事実確認に当たっての留意事項

収入未申告等が疑われる被保護者に対する事実確認については、当該者との信頼関係が損なわれないよう十分配慮する必要があることから、原則として、その事実が客観的な資料により概ね確認された時点で、これらの資料を根拠として示しつつ行う。

(以下略)

3 ケース診断会議の開催

客観的資料の収集や本人に対する事実確認を経て、収入未申告等による不正受給の事実が確認できた時点で、所長等幹部職員を交えたケース診断会議等を開催し、不正受給であることの判断やその後の処分等について、組織として、十分に協議検討して決定する。この際には、不正受給の内容が明らかとなるケース検討票を作成するとともに、参考資料（例：不正事実の発見に至るまでの経過記録、関係機関調査結果の概要、不正受給額（費用徴収すべき金額）積算書等）を整理し、会議での協議検討・決定が円滑に行われるよう工夫する。

なお、不正事実の認定に先立ち、実施機関側に瑕疵等（例：届け出の義務等の指導は日頃から行っているか、収入申告書等は定期的に徴取しているか等）がないかを点検し、処分内容の検討に当たって参考とするとともに、以降の事務執行に当たり是正すべき事項は是正する。

IV 費用返還（徴収）及び告訴等の対応

収入未申告等の場合や保護の開始後に資産・収入等があったことが後日に判明した場合には、当然保護に要した費用の返還を求めなければならない。その際適用される条文は、具体的には法第63条と法第78条とに大別されるが、その取扱いには十分留意する必要がある。

なお、届出義務を怠り、または虚偽の申告等の不正な手段により保護を受けたケースに対しては、不正受給額全額の返還を命ずるとともに、特に悪質なケースについては、告訴等をする等厳正な対応が必要である。

1 法第 63 条の適用判断

(1) 法第 63 条の適用

生活保護は最低生活を満たし得る資力（資産・収入）があればそれを活用することが前提となっている。例外的に、次のような場合には、個々のケースの実情に照らし、要保護者が有する資力について法第 63 条の費用返還の対象として必要な保護を行っている。

ア 要保護者が急迫状態にあつて直ちに保護を必要とする状況にあるケース

イ 資力はあるが、これを最低生活の維持のために充てることができない特段の事情のあるケース

この適用にあたっては、要保護者が資力を有していることを認識しているので、実施機関は当該資産の取扱いを十分説明し、来るべき時機が到来すれば費用返還すべきことを通知することとなる。

(2) 費用返還額の決定

費用返還額については、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額とすべきであるが、こうした取扱いを行うことが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、実施要領等に定める範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額と決定する取扱いとして差し支えないこととしているので、ケースの実態を的確に把握し、場合によってはケース診断会議を活用したうえ、必要な措置を講じる。

2 法第 78 条の適用判断

(1) 法第 78 条の趣旨

(略)

(2) 法第 78 条の適用

ア 不正受給かどうかの判断は、事実確認の調査を行ったうえで、不正受給の事実が確認できた時点で所長等幹部職員を交えたケース診断会議等で十分協議検討し、その処理方法等を決定する。

イ 会議では、費用返還（法第 63 条）又は費用徴収（法第 78 条）の検討を行うとともに、保護の要否判定を行う。

ウ 法第 78 条によることが妥当であると考えられるものは、具体的には以下の状況が認められるような場合である。

(ア) 届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき

(イ) 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき

(ウ) 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき

- したがって、例えば被保護者が届出又は申告を怠ったことに故意が認められる場合は、実施機関が社会通念上妥当な注意を払えば容易に発見できる程度のものであっても法第 63 条でなく法第 78 条を適用すべきである。
- また、費消したという本人の申立のみで安易に法第 63 条を適用し、不正受給額の一部を返還免除するような安易な取扱いは厳に慎むべきものである。

3 費用徴収方法

(1) 不正受給額の確定

返還額の決定は、保護の実施機関ではなく、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が一方的に行うものであり、さらに法第 78 条による徴収額は、不正受給額を全額決定するものであって、法第 63 条のような実施機関の裁量の余地はない。

(2) (略)

(3) 費用徴収方法

ア 法第 78 条に基づく徴収金についての国庫負担金との精算は、地方自治法、同法施行令等の徴収手続により行う。

イ 徴収額が決定された時点において、不正受給が明らかになったことについて文書を送付する（この文書は納入の通知ではない）。

ウ その調定方法については、返納すべき金額を一括して調定（一括調定）することが原則であるが、必要に応じ、分割して返納額を調定（分割調定）しても差し支えない。

エ 分割納付を認める場合は、事前に返済誓約書の提出を求め分割納入の決定を行う。

オ 既に調定済債権について履行期限の延長の処分をする場合は納入義務者から「履行延期申請書」を徴し行い、履行期限の処分を決定した場合には「履行延期承認通知書」を作成し、債務者に通知する。

カ 債権の管理にあたっては、以下の事項に留意のうえ適正に行う。

- 保護係と管理（経理）係との間の連絡を密にし、双方が連携して返還金等の督促及び指導に当たること。
- 生活保護廃止後の者の返還金等に係る債権管理について担当に引き継ぎを行うこと。
- 被保護者の転出先の把握や債務の相続人に対する対応を十分に行うこと。
- 納入未済額について、時効中断等の措置を的確に行うこと。

(注) 下線は当省が付した。

表 3 - (3) - ③ 課税調査の徹底及び早期実施について（平成 20 年 10 月 6 日付
け社援保発 1006001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）抜
粋

- 1 実施機関における課税調査の実施時期及び課税調査により未申告の収入が判明した際の迅速な事務処理について
各実施機関が作成する生活保護業務の実施方針に基づく事業計画において、課税調査を 6 月以降、各自治体で課税資料の閲覧可能な時期に速やかに実施することを明記し、早期に調査を実施すること。
また、調査の結果、未申告の収入が判明した場合には、まず当該世帯がその収入を継続して得ているか否かについて速やかに確認すること。その結果、現在も継続して収入があることが判明した場合には、当該収入について遅くとも 8 月分の保護費に反映させるよう迅速な認定処理を行うこと。
- 2 実施機関における課税調査の組織的な実施体制の整備について
課税調査の実施漏れや実施の遅れ等の事態を防止するため、主に査察指導員による進行管理や課税調査結果の点検等、課税調査を的確に行う体制の整備を図ること。
- 3 都道府県等が実施する指導監査時の対応について
(略)
- 4 課税調査の調査対象者について
課税調査の 調査対象は、調査対象期間において生活保護を受給していた者全員 を対象として実施されたい。
管外に転出した者や保護廃止となった者であっても、生活保護費の不正受給については是正されるべきものであり、被保護者間の公平性の確保を図るべき ことや課税情報の閲覧可能時期が翌年の 6 月以降となることの実情を踏まえ、調査対象とする。

(注) 下線は当省が付した。

表3-③-④ 生活保護法第63条に基づく返還金及び第78条に基づく徴収金の回収に係る規定等

○ 地方自治法（昭和22年法律第67号）〈抜粋〉

（歳入の収入の方法）

第二百三十一条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

（督促、滞納処分等）

第二百三十一条の三 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2～11（略）

（金銭債権の消滅時効）

第二百三十六条 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行なわないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

3 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の中断、停止その他の事項（前項に規定する事項を除く。）に関し、適用すべき法律の規定がないときは、民法（明治29年法律第89号）の規定を準用する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

4 法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、民法第153条（前項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

（債権）

第二百四十条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。

4（略）

○ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）〈抜粋〉

(歳入の調定及び納入の通知)

第百五十四条 地方自治法第二百三十一条の規定による歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならない。

2～3 (略)

(督促)

第百七十一条 普通地方公共団体の長は、債権(地方自治法第二百三十一条の三第一項に規定する歳入に係る債権を除く。)について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(履行延期の特約等)

第百七十一条の六 普通地方公共団体の長は、債権(強制徴収により徴収する債権を除く。)について、次の各号の一に該当する場合においては、その 履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

二～五 (略)

2 (略)

(免除)

第百七十一条の七 普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日)から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

2 (略)

3 前二項の免除をする場合については、普通地方公共団体の議会の議決は、これを要しない。

○ 平成18年3月2日「生活保護関係全国係長会議」資料

(国庫負担金の精算について)

② 債権が発生した場合は速やかに、債権額の全額を調定することが基本である。

しかし、明らかに全額を一括で返還できない場合は、地方自治法施行令第171条の6の規定に基づき「履行延期の特約」を行うことにより、分割して調定できることになっている。この場合は、国庫負担金の精算にあたっては、その年度に調定した額のみを計上することとなる。

(例) (略)

○ 「生活保護問答集について」(平成 21 年 3 月 31 日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)

問 13-7 返還金等の滞納処分

(問) 法第 63 条による返還金、法第 77 条又は第 78 条による徴収金を納付しない者について国税滞納処分の例による徴収ができるか。

(答) 地方公共団体の歳入については、法律で特に定めない限り、強制徴収の方法を講ずることができないので、現在のところ、設問に係る 返還金又は徴収金は、一般債権と同様の保全手続(これについては地方自治法、同施行令等に規定があるほか通常の民事手続が必要となる。) にしたがって徴収すべきものである。

(注) 下線は当省が付した。

表 3 - (3) - ⑤ - ア 生活保護法第78条に基づく徴収金の回収状況

単位：円

区 分	生活保護法第78条に基づく徴収金			
	平成22年度	23年度	24年度	合 計
現年度調定額 (A)	1,621,487,859	1,878,476,245	2,287,427,591	5,787,391,695
現年度調定額に係る回収額 (B)	400,840,741	480,293,161	537,065,989	1,418,199,891
現年度回収率 (B/A)	24.7%	25.6%	23.5%	24.5%

(注) 1 生活保護費等国庫負担金に係る事業実績報告書による。

2 調査対象102福祉事務所のうち、生活保護法第78条に基づく徴収金の回収状況を確認できた72事務所について当省が集計したものである。

表 3 - (3) - ⑤ - イ 生活保護法第63条に基づく返還金の回収状況

単位：円

区 分	生活保護法第63条に基づく返還金			
	平成22年度	23年度	24年度	合 計
現年度調定額 (C)	3,655,176,213	3,644,473,254	3,872,690,433	11,172,339,900
現年度調定額に係る回収額 (D)	2,586,412,092	2,913,063,511	2,800,912,341	8,300,387,944
現年度回収率 (D/C)	70.8%	79.9%	72.3%	74.3%

(注) 1 生活保護費等国庫負担金に係る事業実績報告書による。

2 調査対象102福祉事務所のうち、生活保護法第78条に基づく徴収金の回収状況を確認できた72事務所について当省が集計したものである。

表3-(3)-⑥ 現年度回収率と過年度回収率との比較例

単位：円

例1

区 分	生活保護法第78条の基づく徴収金	(参考)
		生活保護法第63条の基づく返還金
前年度繰越額 (A)	365,425,312	557,364,961
前年度繰越額に係る回収額 (B)	11,651,128	23,164,184
過年度回収率 (B/A)	3.2%	4.2%
現年度新規に調定した額 (C)	59,651,348	326,979,141
現年度新規に調定した額に係る回収額 (D)	2,302,342	162,879,110
現年度回収率 (D/C)	3.9%	49.8%
不納欠損処理された額 (時効成立等) (E)	9,476,925	36,255,542
次年度繰越額 (A - B + C - D - E)	401,646,265	662,045,266

例2

区 分	生活保護法第78条の基づく徴収金	(参考)
		生活保護法第63条の基づく返還金
前年度繰越額 (A)	860,989,000	272,859,000
前年度繰越額に係る回収額 (B)		
過年度回収率 (B/A)	6.0%	9.4%
現年度新規に調定した額 (C)		
現年度新規に調定した額に係る回収額 (D)		
現年度回収率 (D/C)	14.6%	79.9%
不納欠損処理された額 (時効成立等) (E)	0	0
次年度繰越額 (A - B + C - D - E)	971,745,000	306,829,000

例3

区 分	生活保護法第78条の基づく徴収金	(参考)
		生活保護法第63条の基づく返還金
前年度繰越額 (A)	79,969,494	29,534,680
前年度繰越額に係る回収額 (B)	2,353,305	852,526
過年度回収率 (B/A)	2.9%	2.9%
現年度新規に調定した額 (C)	21,950,107	44,293,089
現年度新規に調定した額に係る回収額 (D)	9,556,802	42,408,386
現年度回収率 (D/C)	43.5%	95.7%
不納欠損処理された額 (時効成立等) (E)	9,419,882	1,421,215
次年度繰越額 (A - B + C - D - E)	80,589,612	29,145,642

(注) 1 調査対象67市区町村のうち、包括外部監査結果報告書が公表されていた3市区町村の資料に基づき当省が作成した。

2 例1、2、3は、それぞれ別の地方公共団体の別の年度のものである。

3 斜線部は、当該包括外部監査結果報告書からは不明なものである。

表3-(3)-⑦-ア 生活保護法第78条に基づく徴収金の不納欠損

単位：円

区 分	生活保護法第78条に基づく徴収金			
	平成22年度	23年度	24年度	合 計
不納欠損処理されたもの (A)	310,612,531	322,643,848	308,342,209	941,598,588
うち、適切に不納欠損処理されたもの(B)	293,534,971	309,196,036	283,344,369	886,075,376
適切に不納欠損処理されたものの割合(B/A)	94.5%	95.8%	91.9%	94.1%
現年度調定額(C)	1,621,487,859	1,878,476,245	2,287,427,591	5,787,391,695
現年度調定額と不納欠損処理額との対比(A/C)	19.2%	17.2%	13.5%	16.3%

- (注) 1 生活保護費等国庫負担金に係る事業実績報告書による。
 2 調査対象102福祉事務所のうち、法第78条に基づく徴収金の不納欠損状況を確認できた72福祉事務所について、当省が集計したものである。
 3 適切に不納欠損処理されたものとは、適切に納入指導や時効中断措置を行った結果やむを得ない事由により不納欠損処理されたものをいう。

表3-(3)-⑦-イ 生活保護法第63条に基づく返還金の不納欠損

単位：円

区 分	生活保護法第63条に基づく返還金			
	平成22年度	23年度	24年度	合 計
不納欠損処理されたもの (D)	240,093,015	288,492,119	312,564,695	841,149,829
うち、適切に不納欠損処理されたもの(E)	226,418,870	262,943,817	295,469,314	784,832,001
適切に不納欠損処理されたものの割合(E/D)	94.3%	91.1%	94.5%	93.3%
現年度調定額(F)	3,655,176,213	3,644,473,254	3,872,690,433	11,172,339,900
現年度調定額と不納欠損処理額との対比(D/F)	6.6%	7.9%	8.1%	7.5%

- (注) 1 生活保護費等国庫負担金に係る事業実績報告書による。
 2 調査対象102福祉事務所のうち、生活保護法第78条に基づく徴収金の不納欠損状況を確認できた72福祉事務所について、当省が集計したものである。
 3 適切に不納欠損処理されたものとは、適切に納入指導や時効中断措置を行った結果やむを得ない事由により不納欠損処理されたものをいう。

表3-(3)-⑧ 収入未申告等の疑義発生から行政措置までの期間

単位：件

区 分	平成22年度	23年度	24年度	合 計
不正受給件数 (A)	4,090	5,552	6,693	16,335
行政措置を講じているもの (B)	1,104	1,509	1,584	4,197
割合 (B/A)	27.0%	27.2%	23.7%	25.7%
当該期間が判明したもの (C)	436	446	624	1,506
割合 (C/B)	39.5%	29.6%	39.4%	35.9%
1か月未満 (D)	126	130	207	463
割合 (D/C)	28.9%	29.1%	33.2%	30.7%
1か月以上 (E)	310	316	417	1,043
割合 (E/C)	71.1%	70.9%	66.8%	69.3%
うち1か月以上3か月未満 (F)	153	167	187	507
割合 (F/C)	35.1%	37.4%	30.0%	33.7%
うち3か月以上6か月未満 (G)	102	92	141	335
割合 (G/C)	23.4%	20.6%	22.6%	22.2%
うち6か月以上 (H)	55	57	89	201
割合 (H/C)	12.6%	12.8%	14.3%	13.3%
Hのうち1年以上 (I)	3	11	18	32
割合 (I/C)	0.7%	2.5%	2.9%	2.1%
当該期間が不明なもの	668	1,063	960	2,691

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成24年度は調査対象102事務所の不正受給事案全件について作成した。また、平成23年度はデータが把握できた101事務所分、22年度はデータの把握できた99事務所分について作成した。

表3-(3)-⑨ 収入未申告等の疑義発生から生活保護法第78条適用までの期間

単位：件

区 分	平成22年度	23年度	24年度	合計
不正受給件数 (A)	4,090	5,552	6,693	16,335
当該期間が判明したもの (B)	1,686	2,548	3,597	7,831
割合 (B/A)	41.2%	45.9%	53.7%	47.9%
1か月未満 (C)	281	468	735	1,484
割合 (C/B)	16.7%	18.4%	20.4%	19.0%
1か月以上 (D)	1,405	2,080	2,862	6,347
割合 (D/B)	83.3%	81.6%	79.6%	81.0%
うち1か月以上3か月未満 (E)	465	791	1,090	2,346
割合 (E/B)	27.6%	31.0%	30.3%	30.0%
うち3か月以上6か月未満 (F)	496	708	1,013	2,217
割合 (F/B)	29.4%	27.8%	28.2%	28.3%
うち6か月以上 (G)	444	581	759	1,784
割合 (G/B)	26.3%	22.8%	21.1%	22.8%
Gのうち1年以上 (H)	79	100	169	348
割合 (H/B)	4.7%	3.9%	4.7%	4.4%
当該期間が不明なもの	2,404	3,004	3,096	8,504

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成24年度は調査対象102事務所の不正受給事案全件について作成した。また、平成23年度はデータが把握できた101事務所分、22年度はデータの把握できた99事務所分について作成した。

表3-(3)-⑩ ケース診断会議の開催から生活保護法第78条適用までの期間

単位：件

区 分	平成22年度	23年度	24年度	合 計
不正受給件数 (A)	4,090	5,552	6,693	16,335
当該期間が判明したもの (B)	2,687	4,609	5,586	12,882
割合 (B/A)	65.7%	83.0%	83.5%	78.9%
1か月未満 (C)	2,359	4,063	5,002	11,424
割合 (C/B)	87.8%	88.2%	89.5%	88.7%
1か月以上 (D)	328	546	584	1,458
割合 (D/B)	12.2%	11.8%	10.5%	11.3%
うち1か月以上3か月未満 (E)	202	381	418	1,001
割合 (E/B)	7.5%	8.3%	7.5%	7.8%
うち3か月以上6か月未満 (F)	57	93	87	237
割合 (F/B)	2.1%	2.0%	1.6%	1.8%
うち6か月以上 (G)	69	72	79	220
割合 (G/B)	2.6%	1.6%	1.4%	1.7%
Gのうち1年以上 (H)	23	24	27	74
割合 (H/B)	0.9%	0.5%	0.5%	0.6%
ケース診断会議を開催しているが、当該期間が不明なもの	515	145	385	1,045
ケース診断会議を開催したかどうか不明なもの	888	798	722	2,408

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成24年度は調査対象102事務所の不正受給事案全件について作成した。また、平成23年度はデータが把握できた101事務所分、22年度はデータの把握できた99事務所分について作成した。

表 3 - (3) - ⑪ 行政措置が 8 月分の保護費に反映できなかった不正受給事案

単位：件

区 分	平成22年度	23年度	24年度	合 計
不正受給件数 (A)	4,090	5,552	6,693	16,335
発見の契機が課税調査であり、かつ、行政措置を講じたもの (B)	583	683	748	2,014
割合 (B/A)	14.3%	12.3%	11.2%	12.3%
うち 8 月分の保護費に反映できなかったもの (C)	351	314	406	1,071
割合 (C/B)	60.2%	46.0%	54.3%	53.2%

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成24年度は調査対象102事務所の不正受給事案全件について作成した。また、平成23年度はデータが把握できた101事務所分、22年度はデータの把握できた99事務所分について作成した。